



原発事故による諸外国・地域の食品等の輸入規制の撤廃・緩和

●原発事故に伴い諸外国・地域において講じられた輸入規制は、政府一体となった働きかけの結果、撤廃・緩和される動き（規制を設けた54の国・地域のうち、32の国・地域で輸入規制を撤廃、22の国・地域で輸入規制を継続）。

◇諸外国・地域の食品等の輸入規制の状況（2019年10月25日現在）

規制措置の内容／国・地域数		国・地域名		
事故後輸入規制を措置 54	規制措置を完全撤廃した国・地域	32	カナダ、ミャンマー、セルビア、チリ、メキシコ、ペルー、ギニア、ニュージーランド、コロンビア、マレーシア、エクアドル、ベトナム、イラク、豪州、タイ、ポリビア、インド、クウェート、ネパール、イラン、モリシャス、カタール、ウクライナ、パキスタン、サウジアラビア、アルゼンチン、トルコ、ニューカレドニア、ブラジル、オマーン、バーレーン、コンゴ民主共和国	
	輸入規制を継続して措置	一部の都県等を対象に輸入停止	7	香港、中国、台湾、韓国、シンガポール、マカオ、米国
		一部又は全ての都道府県を対象に検査証明書等を要求	14	インドネシア、ブルネイ、仏領ポリネシア、アラブ首長国連邦（UAE）、エジプト、レバノン、モロッコ、EU※、EFTA（アイスランド、ノルウェー、スイス、リヒテンシュタイン）、ロシア フィリピン ※EU加盟国（28カ国）を1地域とカウント。
		自国での検査強化	1	イスラエル

注1) 規制措置の内容に応じて分類。規制措置の対象となる都道府県や品目は国・地域によって異なる。注2) タイ政府は、検査上輸出不可能な一部の野生動物肉を除き撤廃。

◇最近の規制措置完全撤廃の例 ◇最近の輸入規制緩和の例

撤廃年月	国・地域名	緩和年月	国・地域名	緩和の主な内容
2018年2月	トルコ	2018年11月	中国	輸入停止（新潟県産米）→産地証明書の添付で輸入可能に
		"	ロシア	福島県産の水産物について放射性物質検査証明書の添付が不要に
		2019年3月	シンガポール	放射性物質検査証明を廃止、産地の証明は条件を満たしたインボイスで代替可に
7月	ニューカレドニア	4月	米国	輸入停止（岩手県及び栃木県産牛の肉、福島県産ウミタナゴ、クロダイ、ヌマガレイ、宮城県産牛の肉、クロダイ）→解除
8月	ブラジル	5月	フィリピン	輸入停止（福島県産のヤマメ、アユ、ウグイ、イカナゴ）→解除（放射性物質検査報告書の添付）
12月	オマーン	7月	UAE	検査報告書の対象品目の縮小（福島県産の全ての食品、飼料→水産物、野生鳥獣肉のみに）
		9月	米国	輸入停止（福島県産ムラソイ、カサゴ）→解除
2019年3月	バーレーン	10月	マカオ	輸入停止（宮城等9都県産の野菜、果物、乳製品）→商工会議所のサイン証明で輸入可能に 放射性物質検査報告書（9都県産の食肉、卵、水産物等）→商工会議所のサイン証明に変更 放射性物質検査報告書（山形、山梨県産の野菜、果物、乳製品等）→不要に
6月	コンゴ民主共和国	11月	EU※	検査証明書及び産地証明書の対象地域及び対象品目が縮小（福島県の大豆、6県の水産物を検査証明対象から除外等）

※ スイス、ノルウェー、アイスランド、リヒテンシュタイン（EFTA加盟国）もEUに準拠した規制緩和を実施。